

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、そうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその基本理念に定め、今後取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境

保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策を推進してきたところだが、近年はごみのポイ捨てや放置自転車、落書きといった身近な環境問題の解決に対する県民ニーズが高まりを見せている。こうした現状を踏まえ、県では環境美化に関する新条例である「美しく快適な大分県づくり条例」案の制定に向けた作業を進めているところである。

第12部 第1章

第2節 大分県環境基本計画に関する取組

県では、大分県環境基本条例の規定に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画」を平成10年3月に策定した。

この計画は、本県の環境特性や県民の意識等を踏まえて策定したものであり、本県の目指すべき望ましい環境像や長期的目標、施策の推進、その他の環境の保全に関する基本的事項を定めるとともに、県民、事業者及び行政のそれぞれが果たすべき役割などを盛り込んだものとなっている。

この基本計画に掲げる目標を確実に達成しようと、平成14年度は環境教育・学習等の振興に資するための「エコ教育推進事業」として、これまでのこどもエコクラブ活動の推進やおおいた環境塾及び環境セミナーの開催、エコサポーター制度の確立のほか「環境家族の育成」や「大分県環境学習ガイドブックの作成」を、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及に資するための「エコおおいた推進事業」として、エコおおいた推進大会の開催やエコおおいた推進事業所及び豊の国エコライフ県民の誓いの登録、市町村に対するISO14001認証取得の支援に取り組むとともに、県においても環境マネジメントシステムの適切な運用に努める等、各般の環境保全活動を推進してきたところである。

なお、本県では平成15年度からは県民総参加の下で地域環境力を高めていこうとする「ごみゼロおおいた作戦」をスタートさせたところである。今後はこの取組に沿うような形での施策の展開が必要となることから、現行の環境基本計画についての見直しを検討している。

第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を

制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表2-3のとおりである。

表2-3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設 し尿処理施設の建設	200t/日以上 100kl/日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /時間以上 排出水量1万m ³ /日以上	—
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

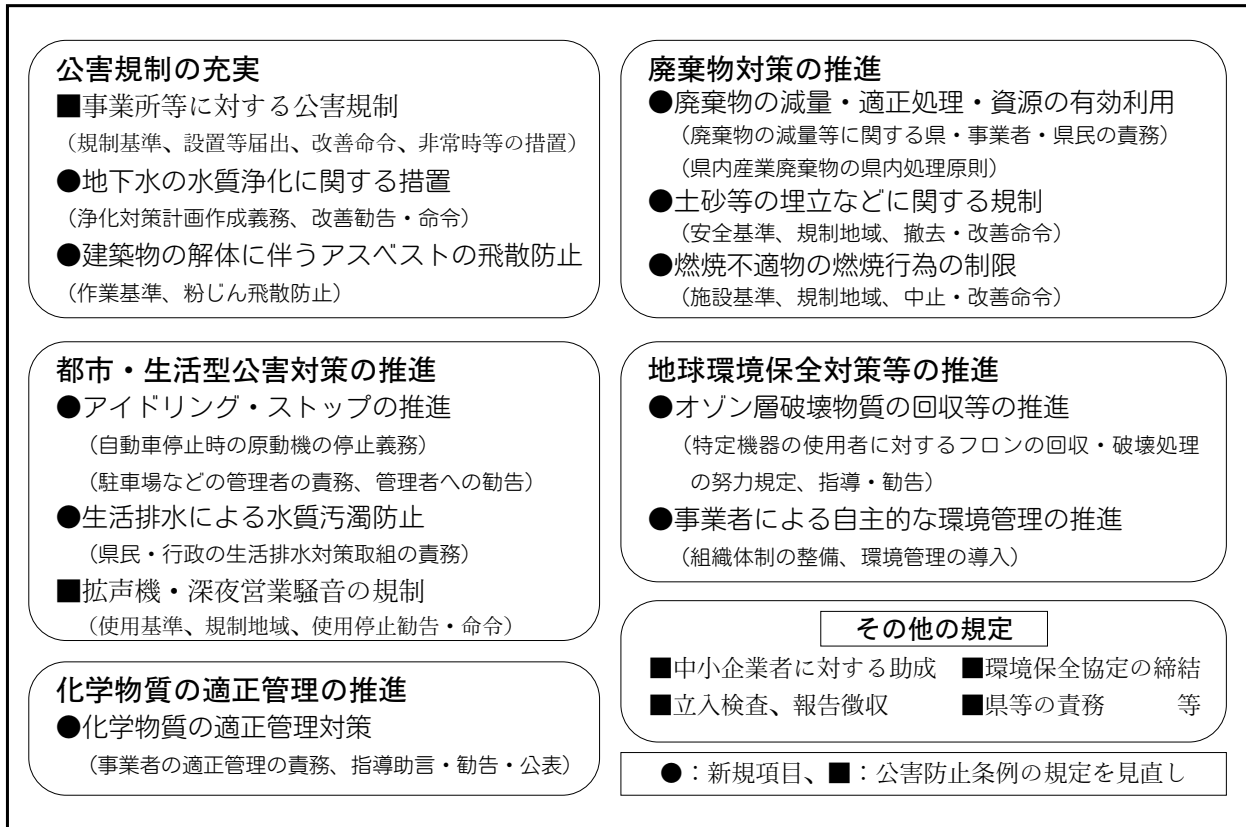
第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した、「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」や「土砂等の埋立て等に関する規制」などに加えて、アイドリング・ストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負

荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進している。（条例の概要については、図2-4参照。）

図 2 - 4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第 5 節 I S O 14001環境マネジメントシステムの推進

本県の環境マネジメントシステムは、平成11年1月にISO14001の認証を取得し、平成11年から13年にかけて93の目的目標を設定し、第1期目の取組を行った結果、全ての目標を概ね達成することができました。

マネジメントシステム第2期（平成14年度～平成16年度）の初年度である平成14年度には、豊の国エコプランの4つの施策の基本目標について、107項目の環境目標を設定して取組を進めた結果、全ての目標項目について、おおむね目標を達成することができた。

主な環境目標の達成状況は次のとおりである。

① 環境目標達成状況

TOPの4つの施策	環 境 目 標	達成状況	担当部局
(1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造(40項目)	①公共工事において発生するアスファルト廃材、コンクリート廃材の再生利用率(90%)	アスファルト 100.0% コンクリート 99.9%	土木建築部 ほか
	②都市住民等を対象とする森林施業体験等の推進	延べ1,975名の参加(9市町村)	林業水産部
(2) 循環を基調とする地域社会の構築(27項目)	①公共下水道等の整備(処理可能人口473,130人)	487,352人	土木建築部 ほか
	②農業用廃プラスチックの再利用(リサイクル率51%)	59%	農政部
(3) 全ての主体が参加する地域社会の形成(15項目)	①こどもエコクラブ登録数(73クラブ)	73クラブ	生活環境部
	②母親クラブによる環境づくり活動の促進(55クラブ)	60クラブ	福祉保健部
	③市町村のISO14001の認証取得の支援	6町	生活環境部
(4) 地球環境問題への取組の推進(25項目)	①執務室電気使用量(12年度以下にする)	△170,905kwh	土木建築部 ほか
	②可燃ごみ排出量(9年度以下にする)	△328,508kg	総務部ほか
	③複写用紙使用量(12年度以下にする)	△2,940千枚	生活環境部 ほか

② エコオフィス活動の成果

本県の環境マネジメントシステムの中では、県も一事業者として日常業務の中での節電や紙ごみ等廃棄物の削減などの「エコ

オフィス活動」に取り組むことにより、環境にやさしいオフィスづくりを目指して来たが、その成果及び累計節減金額等は次のとおりである。

節減金額の積算対象となるもの

取組対象	平成14年度実績(対平成12年度)	対平成12年度累計節減実績(H13~H14)	累計節減金額(H13~H14)
執務室内電気使用量	△5.7%削減	△301,223kwh	△3,272,866円
ガス使用量	△2.2%削減	△32,869m ³	△743,211円
水道使用量	△5.4%削減	△2,877m ³	△1,438,500円
可燃ごみ排出量	△24.8%削減	△105.8 t	△1,261,785円
複写用紙使用量	△7.1%削減	△12,872千枚	△7,391,101円
累計節減金額			△14,107,463円

リサイクル可能量等の積算対象となるもの

取組対象	取組実績(13・14年度)	リサイクル可能量等
割り箸回収量	562.5kg	A4のコピー用紙を約46,900枚製造可能
再生複写用紙の利用量	69,726千枚	上質紙を同量利用した場合と比較して、高さ8m、直径14cmの木を約7,800本切らずに済んだ換算

第6節 県における環境行政の推進体制

1 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設

置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するた

めとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。現在、環境行政を所管する生活環境部は、平成9年4月の組織改正で環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して誕生したものである。

一方、公害防止に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置いている。今後は同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図ることとしている。

また、身近な生活環境の保全や快適空間の確保、緑化対策など多岐にわたる環境保全施策を推進するに当たり、県庁内の他部局と緊密に連絡調整をとりつつ総合的な環境保全行政の推進を図ってきたが、今後はあらゆる行政分野において環境への配慮が必須となることから、現在、大幅な組織改編が検討されているところである。

なお、平成16年1月現在の本県の環境保全行政組織図は図2-6-1のとおりである。

2 附属機関

環境保全に関する基本的事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会（昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称。）をはじめとする各種の審議会を設置している。これらの審議会の組織及び調査審議状況は表2-6-2のとおりである。

（各種審議会の委員の名簿については、資料編2各種審議会委員等名簿参照。）

図2-6-1 県の環境保全行政組織（平成16年1月現在）

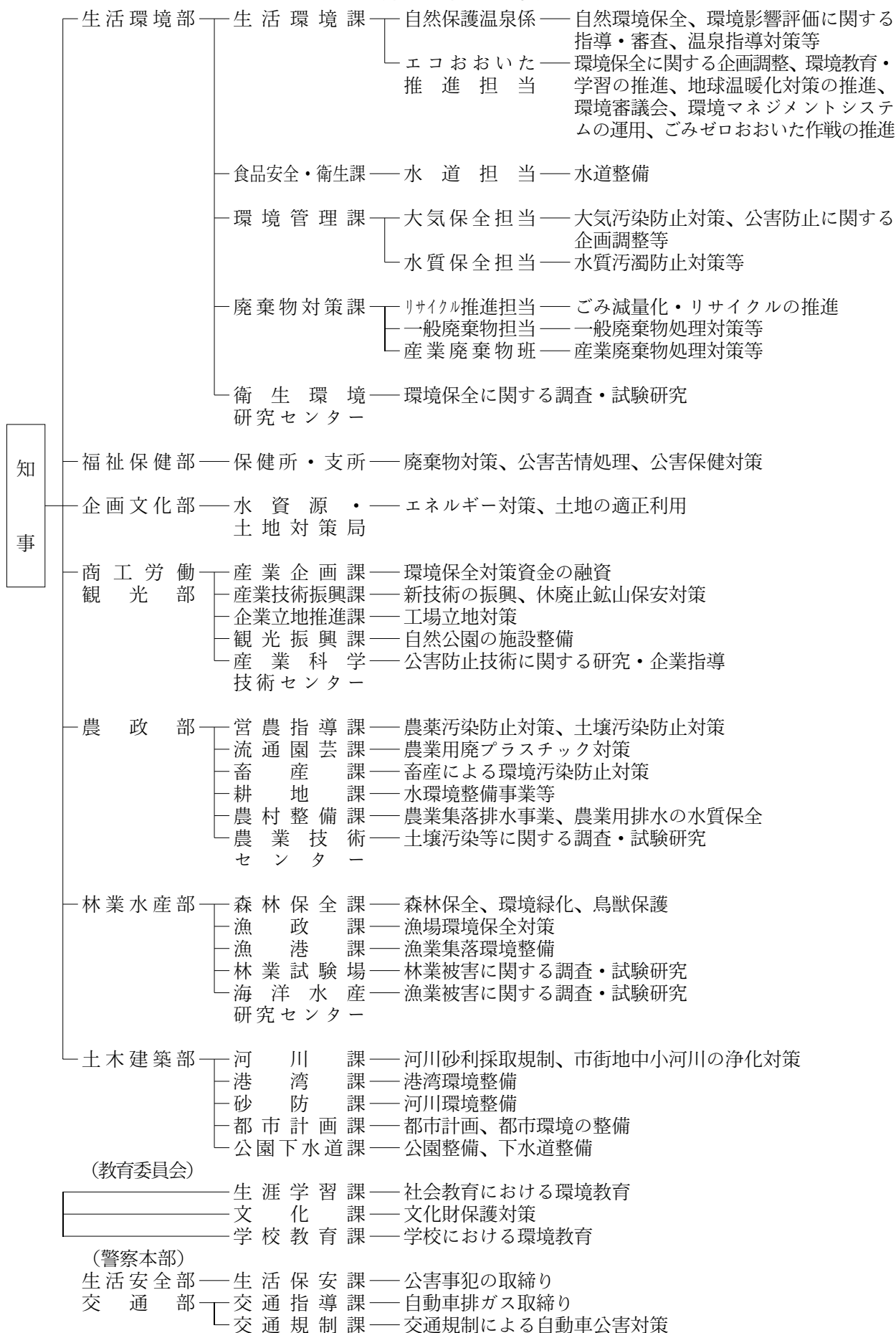


表 2 - 6 - 2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

名 称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組 織	14 年 度 の 開 催 状 況
大分県環境 審 議 会	環境基本法 第43条 水質汚濁防止法 第21条第2項 大分県環境審議会 条例(6. 8. 1)	知事の諮問に応じ、環 境の保全に関する基本 的事項について、調査 審議し意見を述べるこ と	委 員 30人 特別委員 5人	14.11.26 15. 3.14 ・公害防止協定の改正について ・公共用水域及び地下水の水質測定 計画について
大分県自然 環 境 保 全 審 議 会	自然環境保全法 第51条 大分県自然環境 保全審議会条例 (48. 7.12)	知事の諮問に応じ、自 然環境の保全に関する 重要事項について調査 審議し意見を述べるこ と	委 員 42人 自然環境保全部会 10人 鳥獣部会 12人 自然公園部会 13人 環境緑化部会 10人 温泉部会 12人	部会 14. 9.10 ・特定鳥獣保護管理計画の変更につ いて ・メスジカの捕獲禁止について ・鳥獣保護区の設定について ・特別保護地区の指定について 部会 15. 3.17 ・第4次大分県緑化基本計画の策定 について 部会 14. 6.12 14. 9.30 14.12.25 15. 3.17 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・動力装置許可申請について
大分県沿道 景 観 保 全 審 議 会	大分県沿道の景観 保全等に関する条 例第16条 (63. 3.30)	知事の諮問に応じ、地 区の指定基本計画等の 重要事項について調査 審議し意見を述べるこ と。	委 員 10人	15. 1.31 ・現地視察ほか 15. 2.14 ・東九州自動車道沿道環境美化地区 指定(案)及び沿道環境美化基本 計画(案)について ・九州横断自動車道長崎大分線沿道 環境美化地区の区域の拡張(案) 及び沿道環境美化基本計画(案) について ・大分空港道路及び日出バイパス沿 道環境美化地区の区域の拡張(案) 及び沿道環境美化基本計画(案) について

